

電話番号

求職活動を 実施することが 困難であった事情※５	☐ 妊娠 ☐ 出産 ☐ 育児 ☐ 疾病または負傷 ☐ その他（ ）
上記の期間	年 月 日～ 年 月 日

- ※1 離職日以前の6か月間の平均を目安として算出して下さい。
- ※2 解雇とは、雇用契約期間中の中途解約を含みます。
- ※3 雇止めとは、雇用契約期間について、労働者本人が更新を希望していたものの、更新されない場合をいいます。
- ※4 離職又は廃業を証明できる書類として提出できるものがない場合に記入してください。
- ※5 疾病、負傷、育児等により離職等の時期から2年以上経過している場合は、当該事情に該当することの事実を証明することができる書類を提出してください。